

平成 28 年 7 月 29 日

オンラインクレーンゲームのサービス提供に係る
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の
取扱いが明確になりました
～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1.「グレーゾーン解消制度」の活用実績

今般、事業者より、インターネットを通じてクレーンゲームを操作する「オンラインクレーンゲーム」のサービス提供について、既存商業施設内のゲームセンター施設において営業時間外（営業時間内は通常のクレーンゲームとして稼働）に行う営業、及び既存店舗とは別の場所（当該事業専用に機材を設置した施設（倉庫））において終日行う営業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する営業に該当するか否か照会がありました。

関係省庁が検討を行った結果、照会の事業においては、店舗内において客に遊技をさせることが想定されないことから、風営法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する営業に該当せず、同法の規定による規制を受けない旨の回答を行いました。

これにより、インターネットを活用した「オンラインクレーンゲーム」のサービス提供を受けたいという利用者のニーズに対応することが可能となりました。

2.「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管機関の長への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです（本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管機関は国家公安委員会となります）。

（本発表資料のお問い合わせ先）
経済産業省 製造産業局
産業機械課長 片岡
担当者：中山、信夫
電話：03-3501-1511（内線 3821）
03-3501-1691（直通）
03-3580-6394（FAX）